

新旧対照表（原子力災害対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>第1節 災害予防計画</p> <p>第2 災害応急体制の整備</p> <p>2 広域的な応援体制の整備</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の区分 緊急時防護措置準備区域（UPZ）の取るべき措置</p> <p>確率的影響を最小限に抑えるため、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用など、緊急時防護措置を準備する。</p> <p>第2節 緊急事態応急対策計画</p> <p>第3 情報の収集・連絡</p> <p>市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関からの放射線量率分布状況、放射性物質濃度、原子力事業所の状況、気象情報等の情報収集及び連絡にあたる。</p> <p>第5 屋内退避・避難等の実施</p> <p>2 避難所の開設・運営等</p> <p>市は、県の協力により避難所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食糧、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。</p> <p>4 安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用</p> <p>市は、県、医療機関等と連携しながら、必要に応じて安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用を実施する。</p>	<p>第1節 災害予防計画</p> <p>第2 災害応急体制の整備</p> <p>2 広域的な応援体制の整備</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の区分 緊急時防護措置準備区域（UPZ）の取るべき措置</p> <p>確率的影響を最小限に抑えるため、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用など、緊急時防護措置を準備する。</p> <p>第2節 緊急事態応急対策計画</p> <p>第3 情報の収集・連絡</p> <p>市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関からの放射線量率分布状況、放射性核種濃度、原子力事業所の状況、気象情報等の情報収集及び連絡にあたる。</p> <p>第5 屋内退避・避難等の実施</p> <p>2 避難所の開設・運営等</p> <p>市は、県の協力により避難所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食糧、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃、<u>感染症対策</u>等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。</p> <p>4 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>市は、県、医療機関等と連携しながら、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用を実施する。</p>	<p>1</p> <p>7</p> <p>9</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>感染症対策の拡充</p> <p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（原子力災害対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>第4節 原子力災害による避難者（広域避難者）の受入れ</p> <p>茨城県では、日本原子力発電東海第二発電所での事故を想定し、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づく広域避難計画を進めている。この計画は、東海第二発電所から概ね30キロメートル圏内（UPZ）にある水戸市や東海村など14市町村の人口約96万人を事故が発生した際に、UPZ圏外の市町村及び近県へ避難させるもので、当市は、水戸市と締結している「原子力災害における水戸市民の県内広域避難に関する協定」により、水戸市民の一部を受入れるものである。<u>（新規）</u></p>	<p>第4節 原子力災害による避難者（広域避難者）の受入れ</p> <p>茨城県では、日本原子力発電東海第二発電所での事故を想定し、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づく広域避難計画を進めている。この計画は、東海第二発電所から概ね30キロメートル圏内（UPZ）にある水戸市や東海村など14市町村の人口約96万人を事故が発生した際に、UPZ圏外の市町村及び近県へ避難させるもので、当市は、水戸市と締結している「原子力災害における水戸市民の県内広域避難に関する協定」により、水戸市民の一部を受入れるものである。<u>その際、原子力事業者から事故発生等の通報を受けた県は、UPZ圏外の避難先市町村に対し、警戒事態から、通報・連絡を受けた事項について情報提供を開始する。</u></p>	<p>13</p>	<p>県地域防災計画の修正</p>